

## 「au ひかり 超得割(ホーム 10 ギガ)」提供条件書

### 1. 概要

「au ひかり 超得割(ホーム 10 ギガ)」は、au one net の「au ひかり ホーム 10 ギガ」で「ずっとギガ得プラン」を新規契約いただいたお客様について、最大 6 カ月間、au ひかりインターネットサービスを 0 円でご利用できる特約です。

### 2. 提供条件

#### (1) 受付期間

2025 年 11 月 1 日(土) ~ 受付終了時期未定

※受付を終了する場合は、予め当社のホームページ等でお知らせします。

#### (2) 適用条件

適用条件
次の全てを満たすこと。 ①所定の取扱店等において、「au ひかり ホーム 10 ギガ」(インターネットサービスのプロバイダは au one net)を新規にお申込みいただくこと*1。 ②①のお申込み月から起算して 7 カ月目の末日までに、そのインターネットサービスの課金を開始していること。 ③①のインターネットサービスの課金開始月の末日において、「au ひかり ホーム 10 ギガ」及び「ずっとギガ得プラン」の提供を受けていること。

\*1:既に「au ひかり ホーム」をご契約(お手続き中も含みます。)のお客様が「10 ギガ」に速度変更する場合は、対象外です。

#### (3) 内容

内容*2					
適用条件①のインターネットサービスの課金開始月の翌月から最大 6 カ月間(以下、「対象期間」といいます。)、その au ひかりサービスに係る次表の対象料金の合計額について、0 円とする取扱いを行います。					
<table border="1"><thead><tr><th>対象料金</th></tr></thead><tbody><tr><td>・インターネットサービスの月額利用料*3*4</td></tr><tr><td>・10 ギガの高速サービス利用料*3*5</td></tr><tr><td>・Wi-Fi パック(内蔵無線 LAN)の月額利用料*6</td></tr><tr><td>・おうちどこでも Wi-Fi サービスの月額利用料</td></tr></tbody></table>	対象料金	・インターネットサービスの月額利用料*3*4	・10 ギガの高速サービス利用料*3*5	・Wi-Fi パック(内蔵無線 LAN)の月額利用料*6	・おうちどこでも Wi-Fi サービスの月額利用料
対象料金					
・インターネットサービスの月額利用料*3*4					
・10 ギガの高速サービス利用料*3*5					
・Wi-Fi パック(内蔵無線 LAN)の月額利用料*6					
・おうちどこでも Wi-Fi サービスの月額利用料					

\*2:詳細は「3. 重要事項」をご確認ください。

\*3:日割の場合、日割後の料金とします。

\*4:口座振替・クレジットカード割引の適用を受ける場合、適用後の料金とします。

\*5:「超高速スタートプログラム」、「au ひかり 10 ギガスタート割引」の適用を受ける場合、適用後の料金とします。

\*6:au スマートバリュー/自宅セット割(インターネットコース)を条件とした割引の適用を受ける場合、適用後の料金とします。

### 3. 重要事項

#### (1)適用・廃止について

- 対象期間中であっても、「au ひかり ホーム 10 ギガ」及び「ずっとギガ得プラン」の適用を受けない月は、対象期間は経過しますが、本取扱いを適用しません。
- インターネットサービスの解約、移転があった場合、本取扱いの適用は当月利用分をもって終了します。

#### (2)その他のご注意事項

- 法人契約のお客様は対象外です。
- 「au ひかり ホーム」のご利用には、光回線工事が必要です。エリア又はお住まいの環境によりご利用いただけない場合があります。
- 「ずっとギガ得プラン」は、3年単位で自動更新します。更新期間以外に料金プランの変更や au ひかりの解約等があった場合、契約解除料がかかります。
- 当社が実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 別途、基本利用料、通話料、オプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書及び契約約款等(FTTH サービス契約約款、FTTH サービスご利用規約、その他当社の各契約約款及び各規約をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書及び契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります

#### ■提供条件書について

- ・FTTH サービス契約約款第 69 条(提供条件書)に基づき、本提供条件書を定めます。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、
- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

#### ■更新履歴

2025 年 11 月 1 日 初版作成